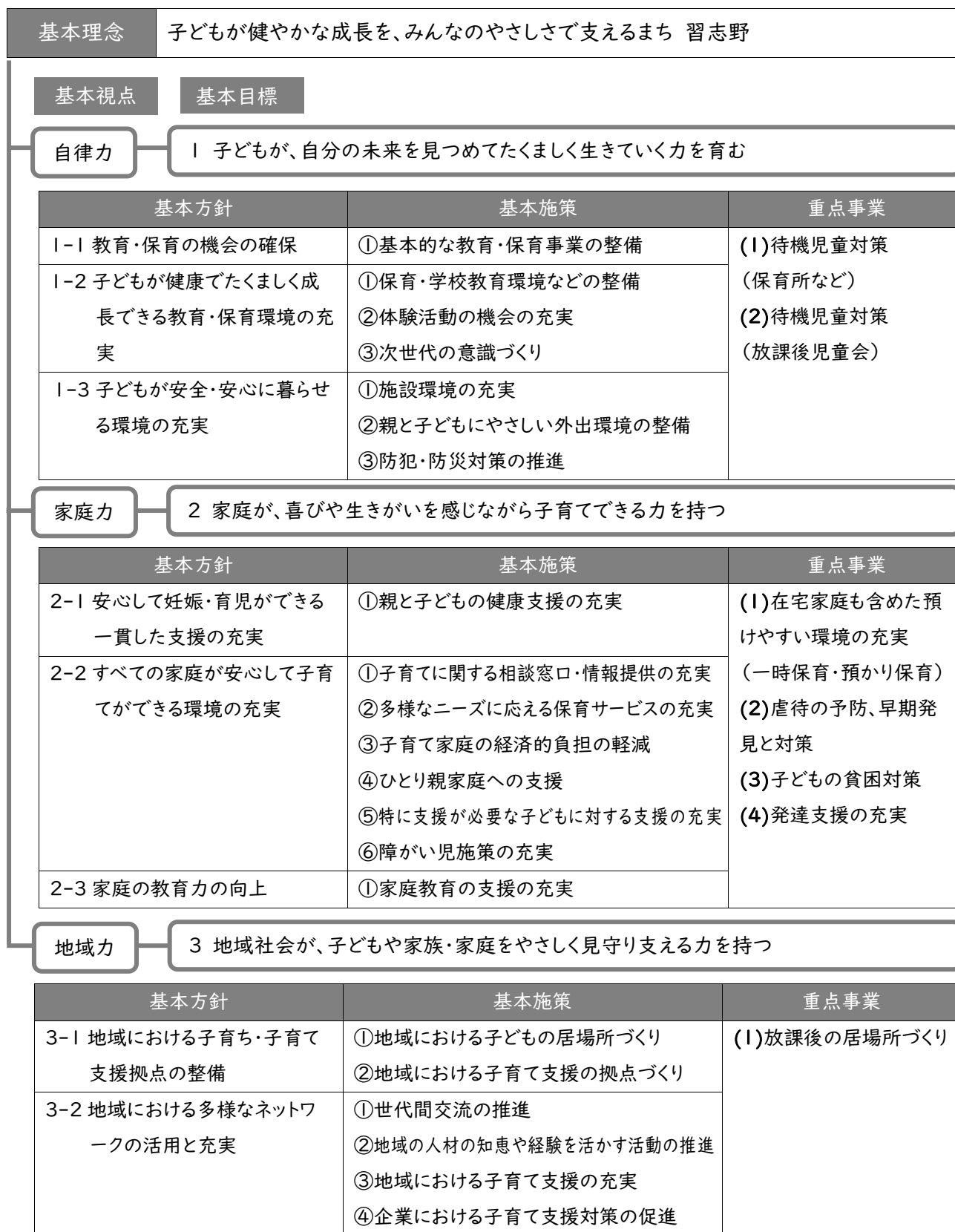


## 次期計画の施策体系について

## ●習志野市子ども・子育て支援事業計画(第2期)の体系図(基本施策)



## ●教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法において、市町村は事業ごとに提供区域を設定し、区域ごとに各事業の必要量を算出し、その必要量に対する提供体制の確保内容、実施時期を確保方策として示すこととされています。

### 量の見込みと確保方策を定めるべき事業と提供区域

区分	事業分類	提供区域数	提供区域
教育・保育	教育（1号認定：幼稚園、こども園短時間児）	1	全域
	保育（2号・3号認定：保育所、こども園長時間児）	7	中学校区
地域子ども・子育て支援事業	延長保育事業	7	中学校区
	放課後児童健全育成事業	16	小学校区
	地域子育て支援拠点事業（こどもセンター等）	7	中学校区
	一時預かり事業（幼稚園在園児による利用分）	1	全域
	一時預かり事業（上記以外の利用分）	7	中学校区
	利用者支援事業	1	全域
	子育て短期支援事業	1	全域
	乳児家庭全戸訪問事業	1	全域
	養育支援訪問事業	1	全域
	病児保育事業	1	全域
	妊婦健康診査事業	1	全域
実費徴収に係る補足給付を行う事業	1	全域	